

## 浜松市営住宅使用料等の延滞金に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、浜松市営住宅入居者の住宅使用料、住宅敷地使用料、戸倉団地水道使用料、イーステージ浜松団地共益費及び市営住宅損害金（以下「住宅使用料等」という。）の納入に関し、入居者間の公平性を確保するため、住宅使用料等を履行期限までに納入しない者に対して、延滞金を課するものとし、その賦課に対しては、浜松市税外収入金の延滞金に関する条例（昭和33年浜松市条例第5号。以下「延滞金条例」という。）浜松市債権管理条例（平成19年浜松市条例第99号）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 浜松市営住宅条例（平成9年浜松市条例第73号。以下「住宅条例」という。）第2条第1号に規定するもののうち、特定公共賃貸住宅を除いたものをいう。
- (2) 特定公共賃貸住宅 住宅条例第2条第4号に規定するものをいう。
- (3) 裁量世帯 住宅条例第6条第1項第3号アからエに該当する者（住宅条例第6条の3第1項で同号を準用する場合を含む。）をいう。
- (4) 収入超過者 住宅条例第23条第1項の規定により認定された者をいう。
- (5) 高額所得者 住宅条例第23条第3項の規定により認定された者をいう。

### (納期限後に納入する住宅使用料等に係る延滞金)

第3条 収入金を納期限後に納付する場合は、その納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該収入金の額が2,000円以上であるとき（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）は、当該金額に14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

2 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

### (延滞金の減免)

第4条 市長は、延滞金を納入すべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 天災等により著しく資力を喪失したと認められるとき。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けるとき、又はこれ

に準じると認められるとき。

- (3) 入居者、連帯保証人(以下「入居者等」という。)又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
- (4) 入居者等がその事業を廃止(解雇された場合を含む)し、若しくは休止したとき、又はその事業について著しい損失を受けたとき。
- (5) 入居者等の責に帰することのできない理由により、納入(納付)通知書、校正又は決定通知書の送達の実事を知ること又は納入(納付)することができなかつたとき。
- (6) 入居者等が死亡し、又は法令その他により身体の拘束を受けたとき。
- (7) 市営住宅の入居者で、住宅条例第2条第11号に規定する収入が15万8千円以下のものであるとき。ただし、裁量世帯の場合は、その額が21万4千円以下のものであるとき。
- (8) 特定公共賃貸住宅の入居者で、住宅条例第2条第11号に規定する所得が15万8千円以下のものであるとき。ただし、特定公共賃貸住宅の入居者又は同居者に住宅条例第6条第1項第3号アからウまでに該当する者がある場合は、その額が21万4千円以下のものであるとき。
- (9) この要綱の施行前において、裁判上及び訴え提起前の和解を行った者又は浜松市営住宅家賃等滞納整理事務処理要領の様式第5号滞納家賃納付計画書(以下「滞納家賃納付計画書」という。)を作成している者で、その内容を履行しているものであるとき。
- (10) 入居者が滞納家賃納付計画書の作成又は裁判上若しくは訴え提起前の和解を行ったとき。

(減免手続き)

第5条 延滞金の減免を受けようとする者は、延滞金減免申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 延滞金減免申請書に、納入又は納付すべき本体(本料)の年度、科目、納期限、金額及び延滞金額、減免を受けようとする事由、納入(納付)義務者の住所、氏名、申請日を記入し、押印するものとする。
- (2) 減免を受けようとする事由を証明する書類は、り災証明書、医師の診断書、医療費の領収書、廃業届、借入金契約書、貸付金返済明細書、市県民税課税証明書等とする。
- (3) 前2項の規定に係わらず、住宅課において得られた資料等により前条の規定に該当することが明らかな場合は、減免申請書の提出を省略することができる。

第6条 前条の規定により延滞金減免申請書が提出された場合は、精査のうえ、第5条に該当すると認められる時は、延滞金減免決定通知書により、そうでないと認められる時は、延滞金減免不承認通知書により1ヶ月以内に申請者に通知するものとする。

( 2 ) 前条に規定する延滞金減免申請書及び前項に規定する延滞金減免決定通知書、延滞金減免不承認通知書は別紙のとおりとする。

( その他 )

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この要綱の施行前に滞納となっている住宅使用料等については、なお、平成 5 年 1 月 8 日市長決裁の例による。

( 延滞金の割合等の特例 )

3 当分の間、第 3 条第 1 項に規定する延滞金の年 7 . 3 パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の 1 1 月 3 0 日を経過する時における日本銀行法(平成 9 年法律第 8 9 号)第 1 5 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年 7 . 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に 0 . 1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。